

資料1

消費税率の引上げに伴うJTのたばこ小売価格の改定案に関する 消費者委員会の意見について

平成26年2月18日

消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴うJTのたばこ小売価格の改定案に関する意見の提出を受けた。

本意見を踏まえ、消費者庁から意見を求められた改定案については、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者庁は財務省に対して、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努めるよう要請されたい。

消費税率の引上げに伴うＪＴのたばこ小売価格の改定案に関する
消費者委員会の意見について

平成26年 2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴うＪＴのたばこ小売価格の改定案に関する意見の提出を受けた。

財務省は本意見を踏まえて対応されたい。

消費税率の引上げに伴うＪＴのたばこ小売価格の改定案に関する 公共料金等専門調査会意見について

平成26年 2月14日
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成26年 4月 1日から消費税率を5%から8%に引き上げることに伴うＪＴのたばこ小売価格の改定案について検討した。改定案の内容は以下の通り。

- ① たばこは自動販売機が主要な流通形態の一つであることを踏まえ、10円単位での改定とする。
- ② 端数処理については、同一ブランドは基本的に同一価格とし、利用者負担の公平を図る。
- ③ 銘柄全体の加重平均値上げ率は、消費税率引き上げに相当するものであり、事業全体で適正な価格転嫁を実施する。
- ④ これらを踏まえ、全商品116銘柄のうち、107銘柄について10円または20円の値上げを行う（20円：68銘柄、10円：39銘柄、据置：9銘柄）。

平成26年 2月14日に財務省へのヒアリングを行い、調査審議した結果、上記改定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下の通りである。

1. 結論

○改定案の内容は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者への分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

2. 理由

○消費税率を5%から8%に引き上げることによる公共料金等の改定に関する審査は、短期間に多くの改定に関する審査を行う必要があることから、改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められない場合には、105分の108を乗じた料金の設定が行われているか、並びに端数処理が合理的かつ明確な方法により行われているかについて検証することにより行うことが適切である。

○財務省からの説明により以上が確認されたため、1. の結論とするものである。

消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する
消費者委員会の意見について

平成26年 2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する意見の提出を受けた。

本意見を踏まえ、消費者庁から意見を求められた改定案については、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者庁は国土交通省に対して、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努めるよう要請されたい。

消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する
消費者委員会の意見について

平成26年2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する意見の提出を受けた。

国土交通省は本意見を踏まえて対応されたい。

**消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する
公共料金等専門調査会意見について**

平成26年2月14日
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成26年4月1日から消費税率を5%から8%に引き上げることに伴う下記事業者の鉄道運賃の改定案について検討した。

- ・ JR6社（JR北海道、JR東日本※、JR東海、JR西日本、JR四国、JR九州）
 - ・ 民鉄大手15社（東武※、西武※、京成※、京王※、小田急※、東急※、京急※、相鉄※、名鉄、近鉄、南海、京阪、阪急、阪神、西鉄）
 - ・ 東京メトロ※
 - ・ 6大都市の公営地下鉄（東京都※、横浜市※、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）
- （注）※はICカード1円単位運賃導入予定事業者

平成26年2月14日に国土交通省へのヒアリングを行い、調査審議した結果、上記改定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下の通りである。

1. 結論

○改定案の内容は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者への分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

2. 理由

○消費税率を5%から8%に引き上げることによる公共料金等の改定に関する審査は、短期間に多くの改定に関する審査を行う必要があることから、改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められない場合には、105分の108を乗じた料金の設定が行われているか、並びに端数処理が合理的かつ明確な方法により行われているかについて検証することにより行うことが適切である。

○改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められないことについては、国土交通省より確認したとの説明があった。

○事業全体として105分の108を乗じた料金の設定が行われていることについては、国土交通省の説明により確認された。

○端数処理の方法については、1円単位運賃導入予定事業者において、ICカード1円単位運賃が常に「現金運賃以下」となることを基本としているため、現金運賃の「切り上げ」を認めつつ、事業全体で105分の108以内の増収に収まるよう、定期運賃等他の券種により調整している。このため、現金運賃利用者と定期運賃等他の券種の利用者との間の公平性が問題となる。一方、現金運賃を利用する場合のICカード利用との差額は比較的少額であるとともに、ICカードをより利用しやすくするために発売単価の引き下げ等の措置が行われることが、国土交通省の説明により確認された。

○以上の審議結果により、1. の結論とするものである。

3. 留意事項

○以下の点について、次回料金改定までに見直しを検討すべきである。

- (1) 利用者間の公平性等の観点も踏まえた、現金運賃と定期運賃等他の券種の料金バランス
- (2) 現金運賃回数券の消費税転嫁による料金引上げ幅
- (3) 1円単位運賃事業者について、ICカード運賃が現金運賃よりも高くなる場合の端数処理のあり方

消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する
消費者委員会の意見について

平成26年 2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する意見の提出を受けた。

本意見を踏まえ、消費者庁から意見を求められた改定案については、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者庁は国土交通省に対して、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努めるよう要請されたい。

消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する
消費者委員会の意見について

平成26年2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する意見の提出を受けた。

国土交通省は本意見を踏まえて対応されたい。

消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する 公共料金等専門調査会意見について

平成26年2月14日

消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成26年4月1日から消費税率を5%から8%に引き上げることに伴う下記事業者のバス運賃の改定案について検討した。

- ・東京都特別区内に路線を有する大手民営9社※（国際興業グループ、関東バス、西武バス、東急バス、京王バス東、京浜急行バス、小田急バス、京成バス、東武バスセントラル）
- ・6大都市の公営バス（東京都交通局※、横浜市交通局※、名古屋市交通局、大阪市交通局、京都市交通局、神戸市交通局）

（注）※はICカード1円単位運賃導入予定事業者

平成26年2月14日に国土交通省へのヒアリングを行い、調査審議した結果、上記改定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下の通りである。

1. 結論

○改定案の内容は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者への分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

2. 理由

○消費税率を5%から8%に引き上げることによる公共料金等の改定に関する審査は、短期間に多くの改定に関する審査を行う必要があることから、改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められない場合には、105分の108を乗じた料金の設定が行われているか、並びに端数処理が合理的かつ明確な方法により行われているかについて検証することにより行うことが適切である。

○改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められないこと、事業全体として105分の108を乗じた料金の設定が行われていることについては、国土交通省の説明により確認された。

○端数処理の方法については、10円単位運賃事業者においては四捨五入を基本とし、1円単位運賃導入事業者においては現金運賃について四捨五入を基本としつつ、1円単位運賃を導入するICカード運賃が現金運賃より高くないよう調整することが国土交通省の説明により確認された。

○以上の審議結果により、1. の結論とするものである。

消費税率の引上げに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案に関する
消費者委員会の意見について

平成26年 2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴うタクシー運賃の改定案に関する意見の提出を受けた。

本意見を踏まえ、消費者庁から意見を求められた改定案については、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者庁は国土交通省に対して、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努めるよう要請されたい。

消費税率の引上げに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案に関する
消費者委員会の意見について

平成26年2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴うタクシー運賃の改定案に関する意見の提出を受けた。

国土交通省は本意見を踏まえて対応されたい。

消費税率の引上げに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案に関する 公共料金等専門調査会意見について

平成26年2月14日

消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成26年4月1日から消費税率を5%から8%に引き上げることに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案について検討した。

平成26年2月14日に国土交通省へのヒアリングを行い、調査審議した結果、上記改定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下の通りである。

1. 結論

○改定案の内容は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。なお、当該区域における各事業者の運賃届出の結果によるタクシー運賃の引上げ状況については、国土交通省において把握されたい。消費者への分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

2. 理由

○消費税率を5%から8%に引き上げることによる公共料金等の改定に関する審査は、短期間に多くの改定に関する審査を行う必要があることから、改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められない場合には、105分の108を乗じた料金の設定が行われているか、並びに端数処理が合理的かつ明確な方法により行われているかについて検証することにより行うことが適切である。

○改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められないことについては、国土交通省より確認したとの説明があった。

○事業全体として105分の108を乗じた料金の設定が行われていること、端数処理が合理的かつ明確な方法により行われていることについては、国土交通省の説明により確認された。

○今回の審議対象は公定幅運賃となるゾーン運賃に関するものである。当該区

域における事業者からの届出によるタクシー運賃の動向は国土交通省が把握することが必要である。

○以上の審議結果により、1. の結論とするものである。